

要支援 1・2の方

介護予防支援

地域包括支援センターが、要支援 1・2 の認定を受けた方を対象に、介護予防サービスを適切に受けることができるようにケアプランの作成や関係機関との連絡調整等を提供するサービスです。

要介護 1～5の方

居宅介護支援

居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）が、要介護者を対象に、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望を踏まえたケアプランの作成や関係機関との連絡調整等を提供するサービスです。

要支援 1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

在宅で療養しており通院が困難な利用者に、医師や歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、生活機能の維持・向上を図るための指導や助言をするとともに、地域包括支援センターなどに対してケアプラン策定に必要な情報を提供するサービスです。

要介護 1～5の方

居宅療養管理指導

在宅で療養しており通院が困難な利用者に、医師や歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、療養上の指導や助言をするとともに、ケアマネージャーに対してケアプラン策定に必要な情報を提供するサービスです。

要支援 1・2の方

介護予防訪問介護

訪問介護職員が、利用者の居宅を訪問して、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を継続することができるように、入浴や排せつ、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事を行い、利用者の身体状態の維持や改善を図りながら要介護の状態になることを予防します。

要介護 1～5の方

訪問介護

訪問介護職員が、利用者の居宅を訪問して、入浴や排せつ、食事などの介護（身体介護）や、調理、洗濯、掃除などの家事（生活援助）を行い、利用者の自立を支援したり、生活の援助を提供するサービスです。

要支援 1・2の方

介護予防訪問入浴介護

看護職員や介護職員が2名で1チームとなり、利用者の居宅に浴槽を持込んで、入浴サービスを提供します。

要介護 1～5の方

訪問入浴介護

看護職員や介護職員などが3名で1チームとなり、利用者の居宅に浴槽を持込んで、入浴サービスを提供します。

要支援 1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者に、理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問して、主治医の指示により介護予防を目的としたリハビリテーション（機能回復訓練）を行うサービスです。

要介護 1～5の方

訪問リハビリテーション

通院が困難で、病状が比較的落ち着いて在宅で療養ができる利用者に、主治医の指示のもと、理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅に訪問してリハビリテーション（機能回復訓練）を行い、利用者の心身機能の維持回復や、日常生活の自立を助けるサービスです。

要支援 1・2の方

介護予防訪問看護

主治医の指示により、看護師などがご自宅で療養している利用者の居宅を定期的に訪問し、生活機能の向上のために、健康チェックや療養のお世話や助言などを行うサービスです。

要介護 1～5の方

訪問看護

主治医の指示により、看護師などがご自宅で療養している利用者の居宅を定期的に訪問し、健康チェックや療養のお世話や必要な診療の補助などを行うサービスです。

要支援 1・2の方

介護予防通所介護

デイサービス事業所において、生活機能の維持向上のために、入浴、食事等の介護その他の日常生活を支援するとともに、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・アクティビティなどの選択的サービスを組み合わせて受けることができるサービスです。利用者家族の介護負担の軽減にもなります。

要介護 1～5の方

通所介護

デイサービス事業所において、日常生活支援や生活機能の維持回復のため、食事、入浴、健康チェック、機能回復訓練などを受けるサービスです。利用者の家族の介護負担の軽減にもなります。

療養通所介護

難病を有する重度者やガン末期などにより、常に看護師による観察が必要で、状態が中重度の利用者を対象に、食事や入浴、健康チェック、機能回復訓練などを受けるサービスです。利用者家族の介護負担の軽減にもなります。

要介護 1～5の方

地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

小規模（定員 18 人以下）のデイサービス事業所において、日常生活支援や生活機能の維持回復のため、食事、入浴、健康チェック、機能回復訓練などを受けるサービスです。利用者の家族介護負担の軽減にもなります。

要支援 1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

利用者の心身機能の維持・回復及び要介護状態になることを防ぐために、介護老人保健施設、病院、診療所などに併設された通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法、作業療法などのリハビリテーションの提供を受けるサービスです。

要介護 1～5の方

通所リハビリテーション

利用者の心身の機能の維持・回復のために、介護老人保健施設、病院、診療所などに併設された通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法、作業療法などのリハビリテーションの提供を受けるサービスです。

要支援 1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居し、職員から日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能の向上にも配慮したサービスの提供を受けます。

要介護 1～5の方

特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居し、食事・入浴・排泄などの介護や日常生活支援が受けられます。

要支援 1・2の方

介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設等に短期間滞在し、生活機能の低下を招かないようにサービスの提供を受けるとともに、その間、家族の介護負担を軽減します。

要介護 1～5の方

短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設等に短期間滞在し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護や機能訓練などのサービスの提供を受けるとともに、その間、家族の介護負担を軽減します。

要支援 1・2の方

介護予防短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから医学的管理のもと、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能回復訓練などを受けるとともに、その間、家族の介護負担を軽減します。

要介護 1～5の方

短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから医学的管理のもと、機能回復訓練や生活支援などを受けるとともに、その間、家族の介護負担を軽減します。

要支援 1・2の方

介護予防福祉用具貸与

介護予防につながる自立した生活を送れるように福祉用具が貸与されます。

要介護 1～5の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が貸与されます。

要支援 1・2の方

特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する排泄や入浴など、貸与になじまない福祉用具の購入に対して、払った金額の 8～9 割が払い戻されます。（上限あり）

要介護 1～5の方

特定福祉用具販売

貸与には馴染まない排泄や入浴などの福祉用具の購入に対して、払った金額の 8～9 割が払い戻されます。（上限あり）

要支援 1・2 要介護 1～5の方

住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、自宅で生活を継続できるように住宅の改修を行った場合に、支払った金額の 8～9 割が払い戻されます。（上限あり）

要支援 2の方（要支援 1の方は利用できません。）

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活するとともに、職員による日常生活上の支援と生活機能向上に配慮したサービスの提供を受けることができます。

要介護 1～5の方

認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら日常生活の介護を受けます。居室、居間、食堂、浴室などを備えたご自宅と違和感のない環境で、日常生活上の役割分担などにより認知症の進行の緩和と回復を図ります。

要支援 1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

軽度の認知症の方が、通所施設に通い、状態の維持向上を図るために、食事や入浴、健康チェック、リハビリテーションなどを受けるサービスです。

要介護 1～5の方

認知症対応型通所介護

認知症の方が、通所施設に通い、少人数で家庭的な雰囲気の中、食事の介助や入浴、リハビリテーションやレクリエーションなどを受けるサービスです。

要支援 1・2の方 要介護 1～5の方

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域で、通所によるサービスを中心に職員が利用者宅を訪問したり、必要に応じて利用者が宿泊したりすることができるサービスです。訪問や泊まりのサービスは、通所でなじみのある職員により提供されますので、違和感のない自然なサービスを受けることができます。

要介護 1～5の方

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて訪問看護を提供し、医療的なケアの必要な利用者に対しても対応できる複合的なサービスを受けることができます。

要介護 1～5の方

定期巡回随時対応型訪問介護看護

24時間対応が可能な、訪問介護と訪問看護を一体的に連携しながら、定期的な巡回と必要に応じた随時のサービスを包括的に受けることができます。

要介護 1～5の方（要支援の方は利用できません。）

夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じての訪問介護サービスや、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスの提供を受けることができます。

要介護 1～5の方（要支援の方は利用できません。）

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 名以下の小規模で運営される介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で、少人数の入居者に対して特定施設入居者生活介護と同様のサービスが提供されます。

要介護 3～5の方（特例的に要介護 1、2の方）

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 名以下の小規模で運営される特別養護老人ホームで、少人数の入居者に対し、特別養護老人ホームと同様のサービスが提供されます。

要介護 3 ～ 5 の方（特例的に要介護 1, 2 の方）

介護老人福祉施設

入浴、排泄、食事の介助、日常生活の世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上のお世話を行う施設です。

要介護 1 ～ 5 の方（要支援の方は利用できません。）

介護老人保健施設

利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作などのリハビリテーションを行うことにより在宅など家庭への復帰を目的とした、医療・福祉施設等と在宅との中間的な施設です。

要介護 1 ～ 5 の方（要支援の方は利用できません。）

介護療養型医療施設

病状は落ち着いていても専門的な治療の継続など医療的サービスと、日常生活上の介護の提供が必要な方のための長期療養施設です。（平成 30 年 3 月末に廃止され新たな位置付けの施設となる予定です。）